

「京都府林地開発行為の手続に関する条例」について

条例制定の背景等

森林において1haを超える開発行為をするためには、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく林地開発許可が必要となります。 ※1、2、3

※1 (参考) 甲子園球場のグラウンド面積は約1.3haです。

2 京都府では3,000㎡(土砂搬入等については1,000㎡)から1haまでの開発行為についても、「京都府豊かな緑を守る条例」(平成17年京都府条例第43号)に基づく事前協議をお願いしており、特に3,000㎡以上の区域で土地の埋立て、盛土その他土地への土砂等のたい積については「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(平成21年京都府条例第12号)による許可が必要となります。

3 そのほか市町村では独自の規制を設けている場合があります。

林地開発行為は、森林の伐採を行い、住宅地の開発や土石の採取等、土地の形質を変更する行為ですが、これらの開発行為は地域住民の生活環境に大きな影響が及ぶ場合があります。

このため、京都府では、従来から、開発業者に対し、計画段階で、地域住民への説明や同意を得ていただくようお願いしておりますが、十分な説明がないまま林地開発許可の手続きに入る事例などでは、地域住民とのトラブルが目立ってまいりました。

そこで、京都府では、林地開発行為に係る事前の手続を定める条例を制定することとしました。

条例制定の目的

この条例は、[※]森林法第10条の2に定める林地開発行為に係る許可に先立ち、林地開発に係る計画の事前公開、これに関する説明会の開催、地域住民からの意見提出その他必要な事項を定めることにより、林地開発行為に係る手続の適正化を図るとともに紛争を予防し、もって地域住民との合意の形成及び生活環境の保全に資することを目的とします。

※ 森林法第10条の2では、森林における開発行為をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されており、都道府県知事は、「災害発生のおそれ」、「水害発生のおそれ」、「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれ」、「環境の著しい悪化のおそれ」の各要件に該当しないと認めるときは、これを許可しなければならないとされています。

この条例の規定に基づく手続きにより得た情報は、森林法に基づく許可の判断に必要な範囲において考慮します。

条例の主な内容

この条例では、以下の手続を経た上で、林地開発許可申請書が提出される制度とします。

1 事業計画書の提出

- 林地開発行為をしようとする者(以下「林地開発行為予定者」という。)は、林地開発の内容等を記載した事業計画書を知事に提出しなければならないこととします。

2 公告及び縦覧

- 知事は、速やかに、事業計画書の内容について公告し、事業計画書を一定の期間、縦覧に供しなければならないこととします。

3 説明会の開催等

- 林地開発行為予定者は、開発計画の説明会を周知するとともに、説明会を開催しなければならないこととします。

4 実施状況報告書の提出

- 林地開発行為予定者は、説明会の実施状況を記載した報告書を作成し、知事あて報告をしなければならないこととします。

5 意見書の提出等

- 事業計画書について意見を有する地域住民等は、一定の期日までに、意見書を知事に提出することができることとします。

※1 林地開発行為により生活環境に影響が生ずるおそれがある地域を居住する者及び当該地域に存する地方自治法に規定する地縁による団体(以下「地域団体」という。)を言います。

6 見解書の提出等

- 林地開発行為予定者は、意見書の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

知事は、見解書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付します。

見解書の内容について意見書に配慮していない場合は再提出を求めることがあります。林地開発行為予定者からの見解書(意見書を含む。)については、公表します。

- 林地開発行為予定者は、開発計画の変更・廃止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

生活環境の保全等に関する協定の締結

- 林地開発行為予定者は、地域団体との間において、生活環境の保全等のために必要な事項を内容とする協定を締結するよう努めなければならないこととします。

協定締結において指導・助言を行うことができ、指導・助言にもかかわらず著しく不当な対応がある場合には、勧告をすることとします。

当該勧告に従わないときは、手続きの停止、従わない旨の公表します。

7 関係市町村長の意見

- 知事は、生活環境の保全及び本条例に係る手続の実施状況に関して関係市町村長に意見を求めるものとします。

知事は、意見書の提出があったときは、速やかに、その写しを林地開発行為予定者に送付します。

林地開発行為予定者は、意見書の送付を受けたときは、遅滞なく、回答書を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

回答書の内容について意見に配慮していない場合は再提出を求めることがあります。

勧告及び罰則

- (1) 知事は、林地開発行為予定者が、本条例に違反し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該林地開発行為予定者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとする。
- ① 事業計画書を正当な理由なく提出せず、又は虚偽の事業計画書の提出をしたとき。
 - ② 説明会を正当な理由なく開催しないとき。
 - ③ 説明会開催日時等の届出せず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ④ 説明会の実施状況報告書を正当な理由なく提出せず、又は虚偽の実施状況報告書を提出したとき。
 - ⑤ 見解書を正当な理由なく提出せず、又は虚偽の見解書を提出したとき。
 - ⑥ 回答書を正当な理由なく提出せず、又は虚偽の回答書を提出したとき。
 - ⑦ 軽微な変更の届出に虚偽の内容があるとき。
- (2) 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合ときは、勧告に従うべきことを命令することができる。
- (3) 命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、従わなかった者が提出した事業計画書は廃止されたものとする。
- (4) 命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。